

次世代共通プラットフォーム 調達計画書

情報システムの区分：(B)最適化対象外の情報システムの構築

特定情報システムの該当有無：無

平成 22 年 4 月

外務省大臣官房情報通信課

1. 業務の概要

外務省本省内の各課室で個別に導入し、運用・保守を行っている個別業務システムのプラットフォームについて、プラットフォームの借上・保守経費削減及び運用管理業務の効率化を目的として、共通基盤（以下「次世代共通プラットフォーム」という。）に統合し一元管理するため、次世代共通プラットフォーム機器の借上・保守に係る業務を行うものである。

統合対象機器は、情報通信課等の各課室で個別に運用・保守を行っているサーバ機器等のうち、平成 23 年度までに借上期間が終了するもの（20 台を予定）であり、平成 22 年 10 月までに次世代共通プラットフォームの構築を完了し、その後順次、各個別業務システムは次世代共通プラットフォームへの移植を行う予定。

2. 調達計画

全工程のスケジュール

次世代共通プラットフォーム機器借上・保守に係る業務の調達仕様書案に関する意見招請：平成 22 年 5 月から 6 月まで

次世代共通プラットフォーム機器借上・保守に係る業務の調達手続き（総合評価落札方式による一般競争入札・提案依頼）：平成 22 年 6 月から 8 月まで

次世代共通プラットフォームの構築：平成 22 年 8 月から 10 月まで

次世代共通プラットフォームの運用・保守及び各システムの次世代共通プラットフォームへの移植：平成 22 年 11 月以降。

次世代共通プラットフォーム機器借上・保守期間は、平成 26 年 10 月までの 48 か月を予定。

3. その他

（1）評価方式

一般競争入札（総合評価落札方式（加算方式））

（2）契約形態

国庫債務負担行為による複数年度賃貸借契約

（3）知的財産権の取扱

本システムの設計・開発工程を実施した結果作成された知的財産権について、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利は当省に帰属するものとする。

成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定されるすべての権利をいう。）は、当省から受託者に対価が完済されたとき受託者から当省に移転するものとする。受託者は、著作者人格権を行使しない。ただし、受託者又は第三者が既に有していた著作権及び受託者が本契約のために提供した知的財産の権利は、受託者又は第三者に留保される。

（4）入札制限

① 各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者等に関する入札制限

調達仕様書の作成に直接関与した事業者、または要件定義等工程支援に携わった事業者及び当該事業者の関連業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項及び第 4 項」に規定する親会社、子会社、子会社とみなされる他の会社等及び当該事業者と同一の親会社をもつ会社。以下同じ。）については、本案件の入札に参加できない。

② CIO 補佐官及びその支援スタッフ等の属する事業者等に対する入札制限

CIO 補佐官及びその支援スタッフ等(以下、「CIO 補佐官等」という。)による調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務について、透明性及び公平性を確保するため、当省の CIO 補佐官等が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びその関連事業者については、本案件の入札に参加できない。

また、過去に当省のCIO補佐官の職を得ていた者がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門(辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。)についても、本案件の入札に参加できない。

(5) 制約条件等

現行システムの各機器の賃貸借契約は平成23年3月までで終了するものが存在するため、各システムのプラットフォームへの移植期間を考慮し、本プラットフォームの稼働時期は、平成22年11月とする。

4. 妥当性証明

外務省大臣官房情報通信課長 中前 隆博

5. 窓口連絡先

外務省大臣官房情報通信課 サーバ統合対応班
電話：03-3580-3311 内線 4313

以上